

(仮称) 枚方市子ども計画に係るこれまでの経過

1. こども基本法について

こども基本法第10条において、市町村は、国の「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられました。

こども大綱

根拠：こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化

※「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

①こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る

②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消

⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保

重要事項：こども・若者のライフステージ全般とライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定することができるかとされています。

こども基本法第10条5項

①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画

②子どもの貧困対策推進に関する法律第9条に規定する市町村計画

③その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

(例) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画 など

2. こども計画に関連する本市の計画について

第2期枚方市子ども・子ども子育て支援事業計画・・・上記の②、③を一体化した計画

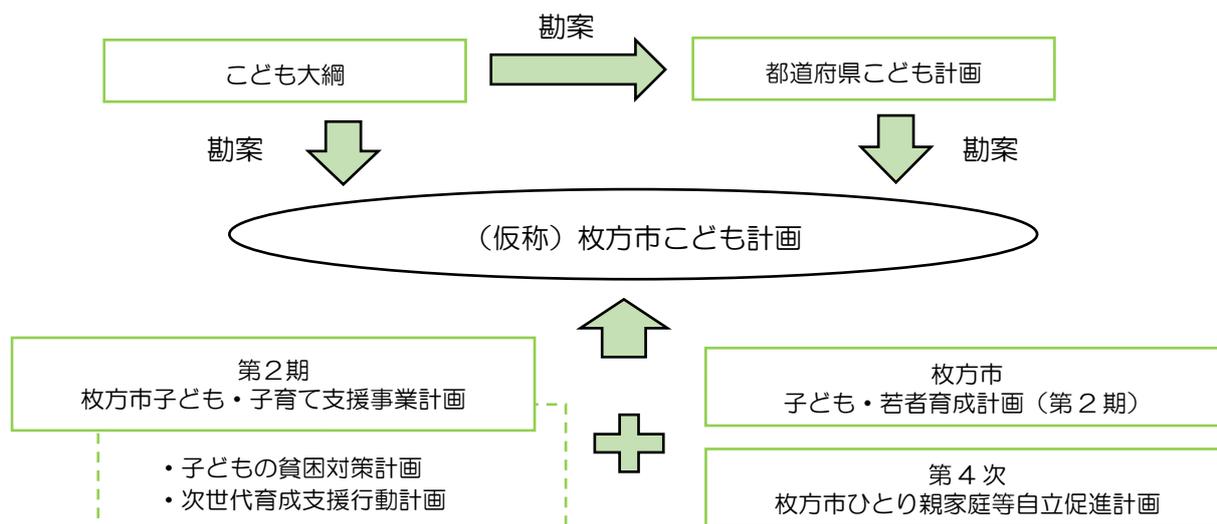
枚方市子ども・若者育成計画（第2期）・・・上記の①にあたる計画

第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画・・・上記の③にあたる計画

3. こども計画の策定にあたって

「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えるため、この機会を捉え、令和7年度を始期とする「(仮称)枚方市こども計画」の策定に取り組みます。

【こども計画策定のイメージ図】



本市におけるこども計画は、子育て支援策の基幹計画である「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」と「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、国が策定するこども大綱や大阪府が策定予定のこども計画の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定します。

4. (仮称) 枚方市こども計画について

(1) 計画の構成

<p>第1章 こども計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の背景と趣旨 2. 計画の位置づけと期間 3. 計画の対象 4. 計画の策定体制 	<p>第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口・世帯の状況 2. 行政サービス等の状況 3. 調査からみたこども・若者、子育て家庭の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査および子どもの生活に関する実態調査 ・こども・若者からの意見
<p>第3章 これまでの取り組みの成果と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各計画における取り組みの成果と課題 	<p>第4章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 2. 基本方向と施策目標 3. 計画の体系

第5章 施策の推進方向

検討中

第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理
2. 計画の実現に向けた数値目標

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

本計画は、「こども」、「若者」及び「子育て当事者」を対象とします。

「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者をいい、「若者」については、おおむね39歳までとします。

(4) 計画の策定体制

「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問、審議いただき、計画(案)を答申いただきます。

(5) 各種調査の実施

①子どもの生活に関する実態調査

子どもが抱える課題に対する取り組みの充実や改善につなげていくため、大阪府との共同実施により、子どもの生活実態や学習環境などを把握する「子どもの生活に関する実態調査」を実施。

【実施時期】令和5年7月

【調査対象】小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者

②子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)

子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施。

【実施時期】令和6年1月～2月

【調査対象】就学前児童(0歳～5歳)の保護者、小学生(1年生～6年生)の保護者

●こども・若者等からの意見聴取

「こども基本法第11条」において、「こども施策」の策定等にあたり「こども」等の意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられています。

「こども」・「若者」、「子育て当事者」、その他の関係者の意見を聴き、政策に反映するため、「こども」・若者等からの意見聴取を実施します。(令和6年9月頃)